

別表十二(二)

10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・ ・	法人名	()	
翌期繰越額の計算	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額			6	円
	当期益金算入額	鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額			7
		同上以外の場合による 益金算入額			8
		計 (7) + (8)			9
	当期準備金積立額のうち損金算入額 (3) - (5)			10	
貸借対照表の	期末金属鉱業等鉱害防止準備金の金額 (6) - (9) + (10)			11	
	貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金			12	
	差引 (12) - (11)			13	
貸借対照表の取崩不足額 (12) - 前期の(12))			14		
貸借対照表の差額の合計額 (5) + (14)			15		
貸借対照表における差額 前期の(13))			16		

別表十二(二) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

10欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している
場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第55条の5第1項」又は「第7項」※
②区分番号に、「00192」
③適用額欄に、当該別表十二(二)10欄の金額(円単
位)
を記載してください

※ 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける
場合は「第55条の5第7項」、それ以外は「第55条の
5第1項」

法 0301-1202